

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定（理由書）

2019-001 事件

競技者氏名： X

競技種目： 水泳競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

2019年10月31日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 山内 貴博

山内 貴博

聴聞パネル決定（理由書）

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、2019年10月30日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、2019年10月30日、本事件に関して、下記のとおり決定を下したが、当該決定の理由については以下〔理由〕記載のとおりである。

2019年10月31日

山内 貴博

山内 貴博

塚越 克己

塚越 克己

村山 正博

村山 正博

記

〔決 定〕

- 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日である 2019 年 5 月 30 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 7 月 26 日までに獲得された競技者のすべての個人成績（ジャパンオープン 2019（50m）における競技成績を含むがこれに限られない。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- 本規程 10.2.2 項及び同 10.5.1.2 項により、2019 年 7 月 26 日より 5 ヶ月間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・ 2019年5月30日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質エノボサルム（オスタリン）（enobosarm (ostarine)）は、2019年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1.2 その他の蛋白同化薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。競技者は、その後 B 検体についての分析を要求したが、同様にエノボサルム（オスタリン）（enobosarm (ostarine)）が検出された。なお、競技者は、本聴聞会（暫定聴聞会を含む）において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関し争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）の違反が認められ、同 9 条及び同 10.8 項に基づき、検体採取の日である 2019 年 5 月 30 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 7 月 26 日までに獲得された競技者のすべての個人成績（ジャパンオープン 2019（50m）における競技成績を含むがこれに限られない。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
- ・ また、上記検出物質は「禁止物質」に該るものである一方で、禁止表における「非特定物質」でもあるところ、競技者は、競技者によるオスタリンの摂取は「意図的」ではなかったとし、その根拠として、以下のとおり主張した。
 - (1) 競技者は、20g の液体がアルミパックされたサプリメント（以下「本件サプリメント」という。）を、本件検査当日まで一定期間日常的に服用していた。競技者が消費せず残っていた本件サプリメント 1 包につき、株式会社 LSI メディエンスに検査を依頼したところ、1 包あたり約 18ng のオスタリンが検出されたとの結果が得られた。
 - (2) 競技者は、本件検査の直前にドーピング検査を受けた 2019 年 4 月 3 日以降、本件検査日までの間に摂取したサプリメント、医薬品及び日常的に摂取している食材について、検査機関に委託して検査したところ、オスタリンは検出されなかった。
 - (3) 本件サプリメントの成分表示に、オスタリン（同物質の別名を含む。）を含有する旨の表示はなされておらず、他に、オスタリンの含有を疑わせる事実はない。
 - (4) 本件サプリメントについて、禁止物質が検出されたとの事例は報告されておらず、競技者自身も、過去に、本件サプリメントを摂取した直後に実施された複数回のドーピング検査において陰性であったことから、本件サプリメントに禁止物質は含まれていないと確信していた。
- ・ 競技者が主張する上記各事実は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）及び競技者から提出された各証拠書類、JADA 代理人弁護士及び担当者、競技者本人、競技者代理人弁護士の各証言・発言、並びに本聴聞会の全趣旨により、合理的に認定することができる。そして、これらの事実によれば、競技者の検体に検出された禁止物質は、本件サプリメントに由来するものであると認められ、かつ、競技者は、本件サプリメントを摂取することにより自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識しておらず、かつ、そのような結果に至りうる重大なリスクがあることも認識していなかったと認められる。JADA も、競技者によるオスタリンの摂取は「意図的」ではなかった点を争っていない。よって、競技者が、本件の違反が意図的でなかった旨を立証できたと認められ、本

規程 10.2.1.1 項及び同 10.2.2 項に従い、資格停止期間は原則として 2 年間となる。

- そこで、続いて、本規程 2.1 項違反についての競技者の過誤又は過失の存否及びその程度を検討すると、上記証拠によれば、以下の事実が認められる。
 - (5) 競技者は、日頃より、サプリメントを摂取する際には、当該サプリメントの製品ラベルの製品表示に記載されている成分を確認し、疑義がある場合は検索サイトにて調査し、禁止物質が含まれていないことを確認した上で摂取するように心がけていた。
 - (6) 本件サプリメントの販売業者は、医薬品、医薬部外品なども製造・販売する日本企業であるが、本件サプリメントの実際の製造者・製造地等は確認されていない。
 - (7) 本件サプリメントは市販されておらず、本件サプリメントの販売業者によれば、製造業者が 1 ロットのみを製造し、トップアスリートのみ直接販売されていた特殊な製品である。
 - (8) 競技者は、日常的に指導を受けているトレーナーから本件サプリメントを勧められた。競技者は、同じく競技者である兄も使用していたこと、兄が本件サプリメントの製造業者の社長から同社製品には禁止物質が含まれていないとの説明を受けており、競技者も、同社長から直接の説明は受けていないものの兄から伝え聞いた説明を信じたことから、本件サプリメントを製造業者から直接購入し、使用を開始した。
 - (9) 競技者は、本件サプリメントの摂取にあたり、医師や薬剤師等の中立的な専門家には相談していない。
 - (10) 競技者は、トレーナー等の説明から、本件サプリメントはアルギニンを含有しているので血液量増加の効果があり、また液体であるので即効性があると信じ、練習や試合の約 40 分前にたびたび摂取していた。
 - (11) 競技者は、本件競技会検査のドーピング・コントロール・フォームにおいて、競技直後に服用した広く一般に市販されているサプリメントのみを申告し、本件サプリメントを申告していなかったのみならず、常用していたサプリメント類を一切申告していなかった。
- 本件で検出された禁止物質は非特定物質であり、原則的な資格停止期間は 4 年とされている（本規程 10.2.1.1 項）。その摂取が意図的ではなかったことを立証できた場合は、資格停止期間は 2 年となる（本規程 10.2.2 項）が、重大な過誤又は過失があれば、原則どおり 2 年の資格停止期間が課されることになる。競技者は、アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負い（本規程 24.1.3 項）、禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務であり、自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在した場合には、競技者はその責任を負う（本規程 2.2.1 項）。そして、非特定物質は、特定物質に比べ、競技力向上の目的のために競技者が摂取する可能性が高いとして（本規程第 4.2.2 項の解説参照）、より重い制裁をもって禁圧されているものであり、そのような禁圧の必要性が高いと判断された非特定物質が競技者の検体から検出されたという事実は、重く受け止められなければならない。したがって、まず、非特定物質が検出された事案においては、過誤・過失の有無は慎重に認定されなければならない。また、重大な過誤・過失がなかったと認められたとしても、検出された禁止物質が「汚染製品」に由来しない限り、資格停止期間は 1 年を下回ることはできないとされている（本規程 10.5.2

項)。なお、検出された禁止物質が「汚染製品」に由来するときは、資格停止期間は1年を下回ることができる(本規程 10.5.1.2 項)ものの、原則的な資格停止期間である2年から離れた資格停止期間の短縮を認めることは、相当例外的な事情のある場合に限り解される。

- 競技者は、上記(8)(9)のとおり、トレーナーや兄の勧めに従って本件サプリメントの摂取を開始したものであるが、同人らは、アンチ・ドーピングの専門家ではない。また、競技者は、本件サプリメントには禁止物質が含まれていないとの製造業者の社長の説明を信じたとも述べるが、その説明は兄から間接的に聞いたにすぎないことに加え、そもそも、製造業者の説明は中立的とはいえず、他のソースによる確認が必要であるところ、競技者は、医師、薬剤師等の中立的な専門家には相談していない。しかも、上記(7)のとおり、本件サプリメントは、ごく少量しか製造されず、極めて限定的なルートでしか販売されていないものであることから、長年にわたり日本国内において販売され、多くの競技者に使用されることを通じて安全性が確かめられたものとはいえないし、インターネットの検索等により情報を入手し、集合知に基づき安全性を確認することもできないものである。さらに、競技者が本件サプリメントを摂取した動機・目的は上記(10)のとおりであるところ、これは、まさに、本規程が非特定物質に重い制裁をもって禁圧することを意図した「競技力向上の目的」に他ならない。競技者が、競技力向上の目的の下、安全性が確かめられていないサプリメント製品に安易に手を出し、その結果、体内に非特定物質を入れることとなってしまったことの責任は、決して軽視できるものではない。
- 競技者は、規律パネル 2018-002 事件を引用する等して、競技者には過誤も過失もなかったと認められるべきであると主張する。しかし、本件は、前項のとおり認定した状況の下で摂取した本件サプリメントから禁止物質が競技者の体内に侵入した事案であり、競技者が、所属チームの帯同医師から与えられ服用した医療用医薬品(日本の製薬業者が製造販売したもの)から禁止物質が検出された事案について、例外的に、競技者には本規程 2.1 項の違反につき過誤も過失もないと認定した規律パネル 2018-002 事案と同列に論ずることは到底できない。よって、競技者に、過誤も過失もなかったと認めることはできない。
- もっとも、本件サプリメントが、「汚染製品」すなわち「製品ラベル及び合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品」であったと認められれば、本規程 10.5.1.2 項による資格停止期間の短縮の可能性が生ずるところ、上記(3)のとおり、本件サプリメントの成分表示に、オスタリンを含有する旨の表示はなされていない。他に、オスタリンの含有を疑わせる事実もないことは、本件サプリメントが極めて限定的なルートでしか販売されていないことの結果であるとの嫌いはあるものの、「汚染製品」に該当すると認定することの妨げにはならないと解する(なお、本件サプリメントが「汚染製品」に該当することは、JADA も争っていない)。
- 本規程 10.5.1.2 項を適用するためのもうひとつの要件である重大な過誤又は過失の有無については、確かに、競技者は、上記(5)のとおり、競技者が摂取する食物・サプリメント等について、基本的な注意を払っていたことは認められることと、上記のとおり、競技者が、競技力向上の目的の下、安全性が確かめられていないサプリメント製品に安易に手を出してしまったことの双方に鑑みると、競技者に過誤・過失はあったものの、その程度は重大とまではいえないと認める。

- 本規程 10.5.1.2 項による資格停止期間の短縮について、競技者は、海外メーカーのサプリメントに由来する禁止物質（非特定物質）が検出された事案に関する日本スポーツ仲裁機構の JSAA-DP-2016-001 事案を参照し、資格停止期間は 4 ヶ月よりも短期とすべきであると主張する。同事案において、JADA は資格停止期間は 10 ヶ月を下らないと主張していたのに対し、同事案の競技者は資格停止期間を伴わない譴責か 3 ヶ月よりも短い資格停止期間とすべきと主張していたところ、同事案のパネル決定は、特定物質である禁止物質を含有していたサプリメントの製品ラベルには競技者の体内から検出された禁止物質の表示がなかったものの、製品ラベルやインターネット検索によって、禁止物質が含まれている可能性を十分に認識できた事案について、資格停止期間を 8 ヶ月とした規律パネル決定 2015-001 事件に言及しつつ、資格停止期間を 4 ヶ月としたものである。同事案と比較すると、限られたルートでしか販売されず集合知による安全性が確かめられていないサプリメント製品は、たとえ日本の販売業者が販売していたとしても、海外メーカーのサプリメントと危険性において格段の差があるとはいえ、競技力向上の目的の下、そのようなサプリメントに安易に手を出した本件競技者の責任は、決して軽微なものとはいえない。同パネル決定も言及する非特定物質について資格停止期間を 8 ヶ月とした規律パネル決定 2015-001 事件との均衡も考慮すれば、本件の資格停止期間は 5 ヶ月とするのが相当である。
- 本件では、JADA 担当者による 2019 年 7 月 26 日の通知以降、本決定に至るまで、本規程 7.9.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては同年 10 月 30 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の始期は 2019 年 7 月 26 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上